

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新																									
<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (重複掲載料及び附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 基本料金</p> <p>第1 第1種サービスに関するもの</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 付加機能利用料</p>		<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (重複掲載料及び附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 基本料金</p> <p>第1 第1種サービスに関するもの</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 付加機能使用料</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	単 位	料金額 (月額)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	単 位	料金額 (月額)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区	分	単 位	料金額 (月額)																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
区	分	単 位	料金額 (月額)																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
<p>備考</p> <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第1種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p>	<p>備考</p> <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第1種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p>																										

新旧対照

旧				新			
(FAXお知らせメール) ファクシミリ通信蓄積機能	(略)	(略)	(略)	(FAXお知らせメール) ファクシミリ通信蓄積機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4版以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているファクシミリ通信を消去することがあります。</p>			備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4版以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているファクシミリ通信を消去することがあります。</p> <p><u>6 この機能は、新たに利用の開始の請求を行うことはできません。</u></p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2-3 ~ (略) 2-5</p>				<p>2-3 ~ (略) 2-5</p>			
				<p>附 則 (令和8年3月26日企管第155500000892号) この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</p>			